

平成18年

第2回新城地域審議会

平成18年3月29日

司 会 それでは、改めまして、皆さん、こんにちは。

ご案内の時間になりました。委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

合併から半年を経過いたしました。激動の17年度が終わろうとしております。今後、いろいろな意味で本格的な合併の効果、真価が問われる時期と思っております。

ただいまから第2回 新城地域審議会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、最初に会長さんからごあいさつをお願いします。

会長 ご無礼します。会長の森野頼之でございます。本日は第2回ということで、傍聴席の皆さんもごぞつて大勢来ていただきまして私ども緊張しておりますが、私どもその緊張は乗り越えて、乗り越えるのが役目です。忌憚なく素人の会議として思ったことを言ってください。後で、あんなこと言って心配したとか、あんなことを言ったら後でしかられそうだということは一切なしでいきたいと思っております。今度の広報を見ますと、新城市民病院、そして、2番目に新城サミット、3番目に私どもの会議が載っております。

なお、予算を見ますと、今度の市政がいかに新城地域審議会を、あるいは作手、鳳来の審議会を大事にしているかということもわかります。また、きょうの審議の大きな議題であります明日へのまちづくり事業についても大きな力を傾けていることもわかります。私どもはどうか、何にしても新城市が、今、課長さんが言われたように、少しでも変わる力になろうと、なりましようよ、しましようよ、お願いいたします。委員の皆さんのお力を借りて進めたいと思います。また、市役所の担当の方々、よろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

それでは、本日の議題につきましては、お手元配付の次第のとおりでございます。

まず、3番と4番について、事務局の方で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局 では、失礼します。座ったまま説明をさせていただきます。

議題に入ります前に、年間スケジュールと議事録の署名ということで、少しお話をさせていただきます。

委員の方々の方には、事前ではなく、本日、お配りした資料があります。まず、年間スケジュールについてであります。A3の用紙が2枚目にあると思います。それで説明をさせていただきますが、まず、これについては、まだ、新城地域審議会の予定表の未調整の案ということで、大まかなところはまずこの流れでいくということですが、細かな調整は今後もあると思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、一番左側の審議会の開催日が月ごとにずっと縦に並んでおりまして、ここに星印がついている部分が今のところ審議会を予定している月であります。

一番上ですが、「新市まちづくり計画」と「めざせ明日のまちづくり事業」の関係、2本が大きな流れです。3月のところを見ますと、きょうのことが書いてありまして、

その四角の枠に18年度予算の概略説明となっております。基本的に、この四角の枠、横長の枠に入っているところが審議会の皆さんに検討なりしていただく部分となっております。ということで、3月、きょうがありまして、5月に、このまちづくり計画の進捗状況について諮問をさせていただいて審議をしていただく。これは前回、お話がありましたように、今年度の予算を説明させていただいて、その事業について検証していただく。そうすると、もう少し下へ行きますと、7月の継続審議、9月になりまして、新年度予算に反映するように最終の答申を出していただく。そうすると、済みません、「市長が決定」となっておりますが、これはまだ決定ではありません。修正をお願いします。市長に答申をしていただきます。一方で、各課へその答申を反映するように市長の指示が出ます。それを受けまして、ずっと下へ行きますと3月になってしまいますが、「19年度予算への反映状況説明」ということで、19年度の3月の最後の議会が終わりましてその事業、予算が決まりますので、その説明をさせていただくという流れになります。

それから、右の「めざせ明日のまちづくり事業」というものがありますが、これについては、きょう、案をお示ししますので、それについて審議をしていただくということになります。それから、意見がまとまれば市長に答申という流れになっていきます。

これについては、一般の方から応募していただく補助金交付する事業でありますので、下の方へ行きますと、7月に四角い枠があります。ここで事業採択に関する諮問ということで、応募のありましたものを委員の皆さんで審査していただく。これには応募された方の説明会を伴います。審議、市長に答申しまして、市長が事業採択の決定をするということになります。そうすると、ずっと採択された事業に入るわけですが、その間、今度、9月の欄にいきますと、採択事業の何を市長が採択したかということ報告いたします。12月になりますと、事業をもう実施してきておりますので、途中で中間の報告というのを事業を実施している方からしていただく。それから、3月になりまして、実績の報告がありますので、このときには実績の報告を出していただくと同時に、プレゼンテーションしていただくということで、ここでは3地区合同で実績の報告会を開きたいと、こういう流れになっています。

今年度については、事業の開始でありますので、申請をこれからということになって、事業については半年くらいしか期間がありません。ということで、一番右の欄の下の方へ行きますと、来年度はもうちょっと早く進めたいということで、19年度募集については、もう3月までを予定して、4月に審査なりがあつて、5月くらいから事業が始まっていくのかなというようなイメージで今おります。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

質問はございませんでしょうか、この流れについて。はい。

会長 会長が質問するというのも、お許しく下さい。会長は座長と考え、さきにも表明しなかったんですが、私も皆さんの意見を尊重しながら私も言わせていただくことでご了解をいただきたい。副会長も同じであります。

新市まちづくり計画、18年度予算の概略説明ですが、今年度の審議会が今年度予算を検討しますでしょうか。

事務局 今年度予算を見ていただいて、来年度の予算に反映させるというようなどころを出していただいて、答申をしていただくというようになっていきます。

会長 5月、7月もやりますか。

事務局 そうです。引き続き行います。9月まで行うということになっています。以上です。

では、時間がありませんので、引き続き、4番議事署名ということですが、これはちょっと、前回お話しするのを、申しわけないです、忘れておりました。会議録をつくりますので、議事録の承認をいただくということであります。1回目の部分についてがまだ残っておりますので、それをやっていただくということと、今回の議事録もお持ちしますので署名をしていただくということになります。会長さんと副会長さんを除いて、名前のあいうえお順ということで、申しわけないですが、こちらで決めさせていただきたいと思います。ですから、まず、第1回については小笠原委員と白井委員にお願いする。それから、第2回については、瀧川委員になりますが、きょうはお見えにならないので、中谷委員と福田委員にお願いしたいと思います。またお持ちしますのでご承知ください。

以上です。

司 会 それでは、よろしく申し上げます。

5番の議題に入ります。議題につきましては、規約のとおり、会長にマイクをお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

会長 規約に従いまして、規約第何条とかいうのは今から見ないとわからないんですが、前に言いましたですね。それにより私が議長を、それで副議長が大谷さんということになりますのでよろしく申し上げます。座長ということをお願いします。

それでは、議事に入ります。あと、その条項を言います。地域審議会の規約の8条により、私が議長をさせていただきます。よろしく申し上げます。

第1号議案 平成18年度予算について、事務局より提案していただきます。お願いいたします。提案といえますか、説明ですね。実際には議会でやっておりますので、説明をしてください。お願いいたします。

事務局 恐れ入ります。座らせていただきます。

それでは、お手元へ平成18年度予算の概要という資料がお配りしてあります。そちらをお願いいたします。

18年度予算につきましては、3月定例会の最終日、3月24日、議会から承認をいただいておりますので、まずご報告をさせていただきます。

このお手元配付の概要の資料につきましては、その事前の資料と申しますか、各議会への会派の代表、それから、報道機関等々で使用した資料でございます。そちらに基づいて簡単にご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

18年度、合併して初めての1年間を通しての予算ということでもあります。合併後の速やかな一体化、また、健全な財政運営を目指すことを念頭に編成をしたものでございます。しかしながら、状況につきましては、ご案内のとおり、かなり厳しいものがござい

ます。したがって、その辺も各課等々への調整事項としていろいろな指示をさせていただいて編成をさせていただいたところでございます。

2ページの予算編成の基本方針の真ん中にあります、「このような状況下にあることを踏まえて」というようなところがあります。そこら辺から少し読みながらご説明を申し上げます。

各課からの予算要求基準を前年度対比0%とし、合併直後の予算編成であったため、各種の事務事業の統一・調整が間に合わなかったこと、要求ベースにおける財政不足は旧鳳来町の一般会計予算規模に匹敵する59億円に上ったというようなことが発生いたしました。このため、当初の行財政改革、平成19年度に向けて行う予定でいたところですが、平成18年度中に行うということで、前倒しの実施が必要となったような状況にあります。

これを受けまして、3ページになります。具体的な調整基準といたしまして、5行目からの丸の数字になっております。①新規事業については原則認めない。また、②真に必要な予算を計上し、単なる前例踏襲は認めない。それから、③合併調整経過は尊重はするが、財政的な制約により直ちに実現できないこともあり得る。それから、④番目、まちづくり計画等で未定なものについては、確定するまで予算化しない等の基準を示しました。

さらに、経常的な経費につきましては、嘱託職員、臨時職員については、極力削減をする。宿泊費の見直し。それから、消耗品等は20%削減、燃料費、高熱水費の5%削減。外部委託のうち、職員で対等できるものについては削減をする。それから、補助金は市民にも削減努力をお願いすることで5%の削減等々の基準が示されたところであります。

結果といたしまして、廃止、見送りした事業が多数に上るが、そのような中で、未来への希望につながる予算として、消防防災センターの建設、それから、防災行政無線整備等の安全・安心対策を講じるとともに、子どもたちにだけは少しでもつらい思いをさせないなどの工夫を凝らしたところでございます。

その結果でございますが、予算総額が466億5,937万円。一般会計につきましては、227億2,400万円というような予算規模になったところであります。

また、市長のマニフェストに沿った施策についても可能な限り盛り込むというところで、4ページをお願いいたします。

丸の印があるところの「改革のテーマ」、それから、「合併特例事業」、それから、「新市まちづくり計画の実行」、それから、その次の「地域再生計画」、それから、「未来への架け橋」等々のところにつきましては、極力予算化したところでございます。

6ページをお願いします。

結果、新市まちづくり計画の7つの柱に基づいて組み立てまして、大きい1番の「自然環境の保全と共生のまちづくり」で、各括弧書きでサブタイトルをつけた事業について予算措置をしております。

それから、大きな2番であります。「活力あふれる産業振興のまちづくり」。それから、

下の方にあります、「潤いと快適の住環境を目指すまちづくり」、それから、8ページをお願いします。大きい4つ目にあります「健康と安全・安心のまちづくり」、それから、9ページの「個性を磨く教育・文化のまちづくり」、それから、10ページになります、「住民参加と協働のまちづくり」、それから、11ページの「健全な行財政運営をめざすまちづくり」、その7つの柱に基づいて各事業を組み立てております。

個々のところは省略をさせていただきます、下の、ページ数は打ってありませんが、主な事業の1というページが、五、六枚ページをめくっていただいて、平成18年度予算の主な事業というページになります。主な事業の1というページが打ってあるところがあると思います。よろしいでしょうか。そこから簡単にご説明を申し上げますので、よろしくをお願いします。

先ほど7つの柱を申し上げました。それがここにも大きな1番から大きな2番、ずっと書いてあります。その区割りで主なものを説明を申し上げます。

1番目の「自然環境の保全と共生のまちづくり」については、ごらんのような事業を予算化しております。

それから、2番目の「活力あふれる産業振興のまちづくり」が次のところになっております。

ずっととんでいただいて、その主な事業の4ページをお願いします。

4ページの上段の方に(2)で「公共交通の確保」というところの欄があると思います。バスの運行事業であります。金額が6,387万1,000円です。これは、新城地区、鳳来地区、作手地区の各バスの運営の経費が3つ、トータルで掲げてあります。新城については2,500万円の経費に基づいてバスを運行しているというふうにごらんください。

それから、その一番下にあります(5)の「住宅・公園・コミュニティ施設の整備」のところの2段目です。「第二東名関連事業」というふうに書いてあると思います。1億1,430万円。これは第二東名の関係で、有海地区の墓地を移転するというので、墓地の移転事業ということで経費が掲げてあります。説明おくれましたが、左の欄外に「マ」という「新」というふうになっております。これがマニフェストと新規事業という区割りでございますのでご承知おきください。

それから、その次のページの高齢者福祉の充実でございます。その中ほどにあります「敬老事業」。敬老金支給事業ということで538万8,000円というふうになっております。従来の支給区割りを3市町村で合わせて見直しをいたしました。対象者が80歳、90歳、100歳以上というふうになっております。従来、旧新城につきましても、この間に88歳とか99歳というようなどころの方にもお祝いをお贈りしていたわけですが、見直しをさせていただきます。

それから、全体の高齢者福祉の中で、在宅寝たきり老人手当という制度がありました。これにつきましては、介護保険の充実等々の状況でこの制度が廃止になったところがあります。

それから、一部、老人クラブの補助事業につきましても見直しをさせていただきますのでご承知おきをください。

それから、1枚はねていただきまして、5ページの一番上です。(6)の「情報・通信積極的費の充実」。そこの一番上にあります「高度情報化社会推進事業」の1,357万円という金額がうたってあります。これは情報化の基盤整備ということで、18年度、情報化の計画書を策定する事業等々でございます。

それから、真ん中の大きな4番、「健康と安全・安心のまちづくり」事業であります。そのうちの2枚とんでいただいたページの(7)「消防・防災・防犯・交通安全対策の充実」。ここの真ん中にあります「消防防災センター建設事業」。

済みませんでした。ちょっと、それでは、7ページへ行ってください。ごめんなさい。真ん中の(4)「子育て支援の充実」を説明します。済みませんでした。

2つ目の「誕生祝事業」です。従来、赤ちゃんが産まれるごと、1人について1万5,000円のお祝い金を差し上げておりましたが、18年度からは少し見直しをいたしまして、3人目については5万円、4人目以降については10万円をお祝いするというふうに改めております。

それから、3つほど下の「児童手当支給事業」。これは、国の制度改正によりまして拡大をして、小学校の6年生までということで、4年生、5年生、6年生の子どもさんにも児童手当が支給されるようになったところであります。

それから、その5つほど下の「保育所管理事業」。新しい新城市になりまして、保育園が20、それから、僻地の保育園がその2つ下にもありますが、僻地保育園が3カ所ということで、合計23カ所の保育所を運営する管理経費でございます。

それから、新城には関係ございませんが、この枠の下から4つ目にあります作手児童福祉施設整備事業というのがあります。2億4,000万円ですが、作手の保育所を一つにするということで、17・18年の継続事業で今、事業を進めております。

それから、8ページをお願いします。先ほど申し上げました真ん中の「消防防災センターの建設事業」であります。18・19の継続事業で、本年度につきましては、3億800万円の経費でございます。18・19年度合わせて約12億円の建設事業でございます。

それから、その欄の一番下にあります「防災行政無線施設整備事業」、7億800万円。鳳来のオフトークの放送設備を改修いたしまして、新城、作手の関係の放送設備にすることで、約7億円の事業経費でございます。

それから、大きな5番の「個性を磨く教育・文化のまちづくり」であります。

この下から2つ目の通学費援助事業2,019万7,000円です。バス通学の子どもさん全員に補助を広げた事業でございます。

それから、9ページ、次のページの一番上です。「学校教育の充実」です。八名小学校の屋内運動場の改築工事2億7,000万円です。その下が東陽小学校の校舎の耐震事業であります。

それから、(2)の生涯学習の推進でございます。その中ほどにあります公民館建設事業。18年度、出沢の公民館を建設いたします。2,400万円でございます。

それから、10ページをお願いいたします。(6)「国際化への対応」のうちの「国際交流事業」でございます。いろいろ皆さんに審議していただいたり、ご意見をいただいております。

りますサミットの関係でございます。「友好都市交流事業」、347万2,000円というふう
に数字が打っております。その下に、「ニューキャッスルサミット代表派遣」というふ
うな項目になっております。サミットの経費については、この347万2,000円のうち、市
長と随行1人で約160万円の経費がサミットの経費というふうにごらんいただきたいと
思っております。

それから、6の「住民参加と協働のまちづくり」のうちの(4)協働行政の推進体制の確
立で「地域活性化推進事業」。これが「めざせ明日のまちづくり事業補助金」、1,800万
円となっております。これが後から御説明申し上げます事業の補助金の予算でございま
す。

それから、11ページであります。11ページの8の「その他」のところでは、一番下に
あります「新城市みんなのまちづくり基金積立事業」、10億円をとりあえず18年度につ
いては積み立てを行い、19年度以降の事業に充てていくということで予算化してありま
す。

それから、その3つほど上にあります「鳳来字名に関する意向調査」というのも実施
するようになっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、予算の説明とさせていただきます。お願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、議会を通る前に提示したのですが、このような形で変更点はないと思
いますが、その辺、また聞いていると長くなりますので、質問をしたいと思
います。質問などはわかるまで聞くということです。その次が意見になるわけですが、意見は議事録
にとどめておかれたい。それで来年19年度予算に反映できたらしたい。することがで
きるかどうかは、これから私どもの力にあります。それでは、よろしく質問、御意見を
お願いします。あるいは取り混ぜても結構です。どうぞ。

委員 この計画なんですけれども、この中に、今からなんですけれども、団塊の世代がこ
れから徐々に退職していくということで、特に健康づくり、その医療費の増大が懸念さ
れているわけなんですけれども、それに対しての医療費を使わない、逆に健康づくりの
ためのお金をいかに捻出するかというようなことが余りちょっと見受けられないので、
その辺をちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

会長 これは、課長さん。この場合、△○委員の発言ということですが、△○さんという言
い方ですか、私の議長の方は。△○委員といいますか、私の方の表現。いいですか。△
○委員から、健康増進の方に力を入れているかどうか、実際、事務局が企画課が主です
ので、すべての課の様子、福祉健康部の様子までわからないし、議会とはちょっと違
いますが、わかっている範囲でお願いします。

事務局 先ほど説明の中の主な事業の5ページの大きな4番の「健康と安全・安心のまちづく
り」事業のうちの(1)保健・医療の充実という欄があります。こちらのところで保健セン
ター、ここら辺が大半、保健センターの事業等々になってくるわけですが、ここの中で、
具体的にこれとこれが団塊世代の云々だというのはちょっと御説明するのが困難なん
ですけれども、ここを充実させてということで事業を実施していくようになっていると

思っております。

会長 △○委員、よろしいですか。もう少し追及が必要だね、ちょっと。はい、どうぞ。

委員 いずれにしても、その具体的なものは多分これからのことなのでなかなか出てこないのかもわかりませんが、特に、いずれにしても、この問題というのは避けて通れない、これからの大問題になるかと思えますね。後からも審議されるかと思えますけれども、市民病院の今の体制だとか、そういうふうな絡み合いから、かなりの莫大な費用をついやさにやいけない。それについて、やはりその防御策ということで、今から、こんな新しい事業だとかいろいろなものをつくり込んでいかなければ、先々新城病院もかなり大変なことになるのかなと思っておりますので、是が非でも、ここら辺のところを重点的にもう少し柔軟な形で市民の方にバックアップできるようなところがあったら幸いだなと思っております。

事務局 余り僕も難しい話をしたくないんですけど、一般会計でいうところでは、今のような部分で充実させていると思っております。それから、国民健康保険、国保会計というのと病院会計というのが、またこれとは別な財布になっているものですので、そこら辺でも委員、ご指摘のようなところについては、少しずつでも充実はしております。

会長 ありがとうございます。今の関連質問ありますか。なければほかの質問をお願いします。どうぞ。

委員 ○△と申しますけれども、初めてこういう予算の概要というのを拝見させていただいて、なかなかちょっと読み方、見方というのがわからなくて、会計も、収入と支出、歳入・歳出ということですが、ちょっと企業会計なんかとまた違うものですから、ちょっとなかなかわからないなというふうに感じました。その中で、ちょっと2つ、質問させていただきたいんですが、予算の規模というところで、伸率が合計で62.5というふうになっておりますので、これは平成17年に比較して1.62に、単純にそれだけふえたのか、それとも17年度というのは旧新城市のものなのか、ちょっとそここのところがよくわからなかったものですから、この予算の規模の1ページのところにあります予算の規模ということをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、2つ目は、一番最初に、「はじめに」から基本方針がずっと書かれておまして、うなずくところの多い中身というふうには私は理解をしたんですが、例えば、昨年、一昨年なんかもこういう予算編成の基本方針の基調といいますか、そんなところは同じようなものだったのか、特に、18年度のところ、大きくこの考え方が転換されているのか、そこら辺、ちょっと、17年度との比較でお聞かせいただきたいと思えます。

会長 事務局、お願いします。

事務局 まず、では、予算規模の関係です。1ページのところですが、平成18年度、平成17年度、差引額、伸率というふうには書いてあります。4月1日の時点ということで対比してありますので、平成17年度の137億円というのは、旧新城分というふうに数字を見ていただければと思っております。

それから、2つ目の「はじめに」とか予算編成の基本方針等々ですが、これは、市長の所信の一端と現行の予算の組み立てのときの方針ということですので、若干その時々

の首長の考えも入っていきますので、若干の言い回し、考え方の違いはありますが。市長の考えということで、18年度については大分厳しいよということを前面に打ち出したような文言になっております。

会長 昨年度との違いなどは。昨年の力点の違い。相当その辺は、○△さん、納得いいですか。別の方に移りたい。どうぞ、○△委員。

委員 もし可能でしたら、昨年のこの概要の、例えば全文とか、そんなものをいただけたらというふうに思うことと、それから、市全体の予算ということでありまして、昨年の場合、1市1町1村ですかね、合計した場合にどんな規模だったのかな、どこかに数字がありましたでしょうか。そんな比較ができるといいかなというふうに思いましたので、よろしくをお願いします。

事務局 済みません。今、ちょっと資料持ちあわせておりませんので、また、改めてと思います。

会長 それと、昨年の新城市のこういう基本計画、歳入・歳出の前の説明。それから、鳳来町、作手さんの前のそういうものと、それと総額等の予算規模をお願いします。

それでは、お待たせしました。副会長さん、お願いします。

副会長 それでは、△□ですけれど。予算の編成についてということで、1ページから、3つほど質問をいたします。

まず、1ページのところに書いてありますけれども、「新市の一体的・効率的」という言葉が使ってありまして、市長はよく言われますけれど、住民の意思を尊重して予算を組むんだと、いろいろな仕事をやっていくんだという言葉であらゆる機会のときに発声をされておられると思いますけれど、その辺の関係でこういう予算ができてきているかと思うんですけれども、こういうふうに予算が議会を通過しておりますので、この予算を変えた場合につきまして、各住民に説明をもう少し丁寧にさせていただきたいというふうに思います。

現在、もう議会は通過しておりますので、それは仕方がないんですけれど、今後、市の職員の方から、削減をした分については、十分に丁寧な説明をしていただきたいというふうに思っております。特に敬老事業だとか、在宅の方の介護の方がなくなってまいりますので、在宅の関係につきましては、特に、これは国はそういうふうな事業をやっていくために、できるだけ在宅介護を進めているわけですね。この方針から逸脱するような、ちょっと編成になっていますから、その辺のところは、私の方といたしましては、ぜひ6月の予算のときにも、またとっていただくようなこともお願いをしたいわけですが、国の方と相反するというふうに思いますので、そのところは特に重点的に説明をしておいていただきたいというふうに思っております。

それが1つと、それから、2ページのところに書いてございますけれども、「余力効果」というのがあります。お聞きしますところによりますと、現在、市の職員は1,068人くらいいらっしゃるそうでございますけれども、人口が5万2,692人ということで、これは3月31日の市の広報に載っていた数字でございます。それを1人当たりになりますと、約50人に1人くらいの職員がいるということになるかと思っております。その職員のことを今後どのような方法で適正化していくのかということをお聞きしたいと思います。

います。それが2つ目。

会長 事務局の方、お願いします。

事務局 1点目の予算編成に当たって、市長がよく市民の声、市民検証をして進むという、そうしたことの姿勢は変わらないと思いますし、また、編成されましたその予算については、きちんと市民に説明するというので、まず、その一つとして、2月の末に、職員も含めまして3回ほど、市民も対象に新年度予算の説明をしております。

それから、また、これはまだ確定ではございませんけれども、今まで地区懇談会というのがありまして、市長がそれぞれの地区へ出て行って、いろいろなこととお話ししたり、また、地区の意見を聞くというような、そんなことも新年度にちょっとまだ計画の段階ですけれども、そうしたこともやって、やはりいろいろな、予算に限らず、市民の声を聞くというような、そんな機会も設けてまいりたいと思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、いわゆる職員…

会長 ちょっと待って。今の質問は、もう1つ、具体的に在宅介護という項目を副会長さんが言われたのが1点。その発言項目。それについて違うじゃないかと。

事務局 確かに、いろいろなそういう在宅介護であるとか、小さな、皆さんにとっては小さいということではないんですけども、補助金を縮減だとかカット、そうした面もあるかと思ひますけれども、その辺の説明についても、今後していきたいと。それを、今後、例えば、補正でどうするというのは後の問題でございますので、今現在は新年度予算については説明を。

2点目の職員の余力というようなことでございますけれども、やはり、合併をいたしますと、どの合併自治体でも同じでありますけれども、一時的には職員はその同じ規模の自治体と比べると多くなります。これにつきましては、今後、いわゆる職員適正化計画というようなものを立てまして、これを新年度に入りましてすぐそうした計画を練っていきますので、そこら辺で職員を適正規模にしていくと、そういったことはしてまいります。

それから、やはり、どうしても報道とかそういうので出る新城市が多いというのは、要するに、市立の保育園、今回、合併しましてさらにふえまして20になった。そうした市立の保育園が多いとか、消防も受託で、北設を含めて消防を抱えておりまして、これも市の職員、新城市の職員として数えますので、その辺が同規模の自治体と比べると多いというふうに指摘される点でございます。

それから、職員の力を使っていくという点では、やはり先ほども申し上げましたように、合併時ではどうしても、どこの自治体でも合併時は多いものですから、そして、先ほど課長から申し上げましたように、やはりかなりの厳しい、予算化に対しても厳しい状況であるということ、そうしたことで、やはり、今、現在数の職員でやっていきますので、そういう不足分については何とか職員の力、そうしたものを持っていろいろなことに当たっていきたくて、そんな姿勢でありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 3点目、それでは。私、これは副会長という表現はやはりまずいので、△□委員

と言いますので、お願いします。

委員 今、部長さんの方からお話がありましたように、新しく新年度から適正計画がつくられるそうでございますので、早急にこれはお願いをいたしたいというふうに思っておりますので、また、こういう会に提出の方、できましたらお願いをいたしたいと思います。

それから、児童の関係で、児童のところは6カ所から9カ所にふえてきておりますけれども、1年生から3年生の方を夕方、学童保育ですか、そういうような関係がちょっとふえてきておりますけれども、その辺の関係で、私もこれは定かではないんですけれども、実際に活動されている方が現在は何か手いっぱいだそうでございまして、人員が何か不足しているようなことをちょっと聞いているんですけど、その辺のところは、市が、今言ったように、余力人員が大勢だったら、こちらの方へ回してあげて、少し余裕を見てもらう方がいいかなというふうに思いますけれども、その辺のところと時間外の関係がございまして、市の職員が行った場合にどうなるかとか、いろいろな問題点があるかと思うんですけど、その辺のところは、ちょっとお聞きするところによると、一部の人に負担がかかっているというようなことをお聞きしておりますので、お手伝いをされている方、ボランティアの方なのかもわかりませんが、その辺のところをちょっとできましたら御説明をお願いしたいと思います。

それから、あとは、もう1カ所ね。(4)点目の、これは11ページのところですけども、「公有財産の適正管理と活用」というところがありますけれども、新城市もたくさんの財産を抱えていると思うんですけども、現在、この財産につきまして、使っていないようなところもあるかと思うんですけど、その辺のところを再検討をしていただくというようなところの点検業務を行っていただきたい。それと、特に新しく新庁舎の建設がありますものですから、その辺のところの関係を、市にはどのくらいの今、合併をしたものですからね、非常に規模が大きくなっておりますので、作手とか鳳来とか、それから、地域によっては山間部のところにまた市の保有地が残っているかもわかりませんが、その辺のところはどのようにあるか、次回でも結構ですけども、規模を示していただきたいというふうに思っております。

以上です。

会長 2点、お願いします。3点目、いわゆる余力を生かした建物やりくり、市の財産を庁舎建築にまわせないか。どうぞ。

事務局 1点目の学童保育の関係でございしますが、今までの6カ所から9カ所にふえます。ふえる場所につきましては、千郷で2カ所、それから、庭野の小学校を利用して1カ所ということで、計3カ所ふやして学童保育をするように聞いております。

職員については、臨時職員で対応するようになっておりますが、現場の正規の保育士を云々というところは、また、現場は現場の事情がありますので、臨時職員を新たに雇って対応するというふうに聞いております。

それから、財産の問題のことですが、済みません。ちょっと資料も知識も持っておりませんので、また次回ということでご了解いただきたいと思っております。

会長 よろしゅうございますか。次回に資料を出させていただきます。

実を言いますと、きょう発足しないと、めざせ明日のまちづくり、これきょう完了しないと、この議題を、さっきも豊田さんに確認したように、まだ機会があります。今はつまみ食い程度、そのあたりですが、どうでしょうか。もう少し。反論がありましたらどうぞ。どうぞ。

委員 済みません。□△です。よろしくお願いします。さっきニューキャッスルサミットの話がありましたが、それと同じくらいのボリュームでまちなみ情報センターのことが大分市民の中では話題になっているし、新聞にも取り上げられましたし、これを見ると、またちゃんと予算がついているんですが、今後、情報通信整備の充実というところで、あそこはどのような方向に向っていきたいのか。どういうふうを活用していくのか、ちょっと市民の中では、どうしてもクエスチョンマークがぬぐえなくて、「何のためにあるんだろう、だれが使うんだろう。あんなお金があるんだったら各公民館にパソコンを1台ずつでも置いてくれた方がいいよね」というような声まで飛び出しているくらいで、その辺の説明もしていかないと、こういう、半端なお金じゃないと思うんですが、もうちょっと拡大して、そういう情報について、情報の公開だとか、そういう通信設備ですよ。そういうものが、どこかにLANの設置がどうかこうとかというのもしかあったと思うんですが、その辺も含めてお願いします。

会長 今の疑問、市民が何を思っているかということ、どうぞ。

事務局 確かに、議会でもそうした質問をいただいております。まちなみ情報センター自体はいろいろな市民に対するいろいろな学習だとかで活動というか、それは学習をしているんですけれども、まだまだどうしてもあの建物に対してはまだまだ不足かなという、そうした意見が多いことは事実でございます。

それで、情報ということになりますと、ご存じかと思えますけれども、本市は愛知県の中でも情報過疎地域と言われておりまして、まだまだ、今後、その整備は重要な、大きな市の課題であります。一番大きくは、2011年7月にはアナログのテレビ放送がなくなるということで、そのデジタル化に向けてのこと、それから、いわゆる皆さんの情報を得るために、どうした方法がいいか、ADSLだとか、そうしたことで既にやってみえる方もおりますけれども、そんな情報のとり方、とれないところはもう本当に多いということで、その辺の整備について、新年度、18年度早々からいろいろなその研究を進めてまいりますので、そうしたときにまちなみ情報センターも何らかの、あそこがまだまだ今後の情報ということで、あそこをどうするかということはありませんけれども、その辺のあの建物も何かの使い勝手のところになるのではないかと。ちょっとわかりにくいと思えますけれども。とにかく、情報センターにつきまして、新年度もいろいろな形で市民のために使い勝手がいいような形はいろいろ研究していきたいと。

それから、管理についても、今後、市が直にやるのか、また、いろいろそうした団体にやってもらうのかという、そんなことも研究されていきますので、余り明快な回答ではありませんけれども、今後、市民に理解を得られるような形にしていく努力はしていきたいと思っております。

会長 まだちょっと消化不良ですね。あれは本当に必要なのか、場所も問題で、付け加えて

おきます。ほかに、あと、実を言うと、大事な議題があるんですが、もちろんあなたの意見も聞きますよ。〇〇さん、それで、そのことを意識して、きょう決めないと次に動き出せない議題が。どうぞ。

委員 たくさんありますので、1個ずつ区切って、短くやらさせていただきます。

さっきの適正計画って、これは何年くらいの考えで、1,000人を順次減らすというのはね、何年くらいかけて減らすくらいの考え方をされているんでしょうかね。

事務局 今のあれは、来年度中、18年度中には作成いたします。それは、例えば、5年、10年計画ということで立てていきますので。

委員 5年とか10年ということですね。

もう1つね、この予算の規模の1.のところのこの伸率。先ほどの話へ戻って申しわけないんですけど、18年度というのが、この18年度は市町村合わせたの数字ですよ。17年度は、これは旧新城市のみですよ。伸率というのは。対比。この65.1%というのは、単純に。

事務局 この18年度、17年度の割り返しです。

委員 これは当然、旧新城市分よりも18年度は新城市が大きくなっているもので、ふえているもので、同じ比率でいけばふえちゃうはずですよ。

事務局 伸率ですから、165%という意味です。

委員 165という意味、これは。65%伸びたということですね。わかりました。

もう1つ、ちょっとほかの浜松市もそうなんですけれど、例えば、浜松市や何かですと、水窪とかあんなところまで一緒になっているわけですね。そうしますと、今、合併してからの住民の不満なんですけれど、要するに、財政規模が旧浜松市と現在の浜松市では、要するに、水窪の方だとか、三ヶ日町だとか、そういうところとは財政規模がもともと違っておりましたので、当然、そういう町のところの人は税金が上がったというような形のことが起こってくるんですよ。それについて、18年度の予算というのはどういう解釈をしているのかなと思まして。

現在のままで、旧のままの鳳来町のその税收で考えたものかということですね。市税としていっしょくたんですか。

会長 伸率の問題と、それは関連づけて3番の住民の不満の一つである税金、平均市税の旧の方との、浜松市の例を挙げてどうで。

委員 この歳入規模というのが、結局、鳳来町とか作手の人たちの税金の金額の面では、旧の新城に合っちゃっているものなのか、どういうものなのかということがあるかなと思まして。

事務局 私もその税のことについては専門ではないんですが、税については、たしか住民税等については18年度から一緒であると思います。旧鳳来町については集合税。集合税、住民だとか、国民健康保険税のようなものを含んでいるような徴収をしておりましたので、17年度は一緒にできなかったですが、税率というのは、住民税、固定資産税、軽自動車税に率に違いがないので、特にその旧市町村で違って、ぐっと上がったとか、そういうところはないはずですが。

新市建設計画のこの薄いのが配られていると思うんですが、そのまた21ページを見ておいてください。そこに地交税というのがありますので、そこに合併のときの方針が書いてあります。

会長 まだありますか。

委員 いや、よく大きく急になったところでそういうことを聞きますので、どんなものかなと思って。この数字そのものの確認だけです。

あとはもう細かくなりますので、やめます。

会長 まだ2回ありますので。

委員 そうですね。長くやっても困りますので。

会長 ほかにどうしても聞いておきたいことは。

委員 有海の墓地の関係なんですけれどもね、1億ですね、10ページですが、移転場所とかそういうのは確定しているのでしょうか。

それともう1点、新城のラリーの関係なんですけれども、駐車場1,000円と言われて入らなかったんですけれど、公共のところそういう徴収だとか、雁峰林道を使うという件、細かいですがお願いします。

事務局 大変申しわけないんですけど、ちょっと墓地の件については承知しておりませんので、後でちょっと主管課の方から。

それから、ラリーの件ですけれども、これにつきましては、18年度は第3回目になりまして、主催者側からは、かなり適地だということで、コースについては、今言われた雁峰林道の方を使うかどうかということはまだちょっとわかっておりませんが、これを今までは中部地区というような大会であったのを、将来的には全国規模にしていきたいという、そんなことを思っているようですので、さらに新城でやっていくということになれば大きくなると思いますけれども、ただ、これにはまた逆に、自然保護団体からの若干のそうした反対というような運動もございまして、この辺をどうしていくかということも今後あれですけれども、主催者からは適地だという、非常にいい場所であるというようなことを言われておりますし、参加者からもかなりのいい評判は得ております。

会長 一応、今回はこれで第1の議案をお開きにいたします。私どもが言うことは、もう本当に素朴なことをどンドン、議会では前もって質問を出しておいて、答弁を事務局とともにやるわけですが、次回もお願いします。

それでは、第2の議案に移らせていただきます。

新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領及び同事業採択審査要領について、答申をさせていただくための審議をしたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局 では、引き続き、ちょっと座ったまま失礼いたします。

まず、要領が2つありますが、その頭に、今、会長さんがおっしゃられたような諮問書がついていると思いますが、「新城市、南設楽郡鳳来町及び同郡作手村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書別紙地域審議会に関する事項第4条第1項第

3号の規定により、貴審議会の意見を求めます。」という諮問であります。

まず、新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領の案というものについて説明いたしたいと思います。

事業要領となっておりますが、これは実際には補助金を交付するための要領です。どんな事業のどんな経費に補助金が幾らくらい出るのかとか、だれが補助金を受けられるのか、手続はどういうふうにするのかというものを、この要領と市全体で定めております補助金交付規則というもののにのっとってやっていくというものです。

まず、第1条の趣旨については、最後に説明したいと思います。

いきなり事業の内容の方に入りますので、まず、2条についてですが、ここには、どんな事業が対象になるかということで、5つ、具体的に書いてあるのは4つ並べてあります。

(1)が地域内の活性化につながる事業、(2)が地域内の生涯学習の推進につながる事業、それから、(3)がまちづくり活動を展開するに当たっての調査研究とか計画の事業、(4)が住みよいまちづくりにつながる事業となっております。その前になどという表現があって例示が一部されております。

この対象にならないものについては、第2条の冒頭に書いてあります政治的活動、宗教的活動、営利を目的とした活動は対象としないということ。

それから、下の方へ行きますと、第2項に、ほかの制度から補助金の交付を受けるものについては、この補助事業、重なって補助金は出しませんよということが決まっております。決まっておりますというか、案ですが、そういうふうな案になっています。

補助対象事業者が、第3条に書いてありますが、ここでは、1ページめくってもらって、現在の行政区が幾つか集まった集合体、それから、地域によってはコミュニティというのがありますので、その組織。それから、活動拠点が市内にある市民の方10人以上が参加する団体。それから、市長が認めた団体というのがあります。

それから、補助対象経費ということで、第4条1項の(1)から(6)については、この経費は除かせていただくということにしております。

それから、2項に行くと、ここに掲げるものだけの補助金請求は認めないということが書いてあります。

それから、第5条に行きますと、補助金の額ですが、第1号については、前に戻っていただいて、第2条の1号から3号に掲げるようなソフト事業の例については、補助金の上限は50万円です。その補助率は10分の10ということになります。

それから、第2条第4号に掲げるような事業。ハード事業といわれるものについては、上限は100万円として、補助率は10分の9としたいということになっております。

それから、3ページに行きますと、補助対象とすることのできる期間は、当該年度限りとするということでありまして、単年度の事業が対象であるということが書いてあります。

それから、第7条・8条については、手続が書いてありまして、採択申請書を出してもらおう。それから、採択されると通知がありますよとか、一連の流れがずっと書いてあ

って、8条には、すごくたくさんですが、様式がこういうのがあるよということで要綱状に定めております。

それから、4ページに行きまして、第9条ですが、ここでは、補助事業者は、事業実績をすると同時に、事業実績の報告会に出席していただいて報告していただくということが書いてあります。

それから、ただし、めざせ明日のまちづくり事業採択審査要領第2条第3項ただし書きに定める事業の補助事業というのは、その会に出席しなくていいですよということが書いてあります。どういう事業かという、後で出てくるので、そこで見えていただくとわかるんですが、ソフト事業は5万円未満、ハード事業は20万円未満の予定される補助金の交付額のものについては、そこへ参加しなくていいというふうになっております。

それから、前に戻りますが、制度の趣旨とこの要領の成り立ちというものについて、ちょっと説明させていただきたいと思います。

この各条文とはちょっと離れますが、先ほど課長の方から話のあった新市と18年度の予算概要の10ページに出ておりましたが…。

会長（森野頼之） 予算概要の10ページを見てください。住民参加の促進と(4)の協働行政の推進体制の確立がかかわってきております。

事務局 そうですね。促進体制の確立ということで、そこに地域自治確立のための有望・優良な地域活動を支援するため「めざせ明日のまちづくり事業補助」制度を創設するとなっております。

地域自治確立のためという趣旨からすると、地域住民みずからが住みやすいまちづくりというものについて、総合的に考えてもらって、その問題だとか、課題を見つけ、それから、その問題点や課題に優先順位なんかをつけて、この地域内で合意された方法というようなものによってその課題を解決するような、そういう事業というものを継続していくということ、計画をつくって、それから、事業実施について支援をするというようなパターンがまず理想であるとは考えております。

これについて、今の鳳来地区で実施している住環境策定プランというのがありますが、これはそういう流れにのっとって計画策定を終えた地域が幾つかあります。この計画を策定することによって、その地区でも効率的にお金を使ったり、事業実施ができるであろうということもあるし、役所を通して、そういう具体的な根拠があるものについては補助金が出しやすいというようなこともあって、それで何よりもそれより地域で合意されたということが計画という形で明文化され、運用される事業は、身近でもあり、目標が明確であって、参加しやすいということ、これは役員さんたちにとっても計画ができてしまえば負担減にも寄与するだろうと思っております。

これはただ、実現するにはかなり難しく、経験のある人が必要であって、地域にこのような人がいるとは限りません。実際、鳳来地区でも策定した地区というのは、外部の支援をかなり受けております。なかなか難しいと思います。一方で、まちづくりというと、そういう何か難しいことではなくて、現実的に、福祉だとか、環境だとか、景観だとか、ちょっとした活動、そういう切り口であったり、イベントやお祭りなんていうよ

うなものも展開されているということで、総合的なそういう計画づくりがある一方で、それとは違う、もうばらばらなまちづくりみたいなものが存在すると思っております。そのためにこの要領というのは、総合的なまちづくりを促進するという地域計画策定から、現実的な、例えば、ちょっとしたまちづくりの勉強会を開くとか、そういうようなものまでさまざまなものを広く扱うというようなことになってきます。そういうものを想定しています。

そういうことがありますので、例えば、この第2条なんかを見てももらいますと、対象事業が例示的に扱っているだけになっています。何々などのというような、そういう、なかなか例示的で、「ほかに何かあるだ」とか、そういうような理解が難しいようなところもあります。この要領で皆さんも補助金を利用するために具体的なことを考えられると、読み取れない難しい部分というのが多分多くあったと思います。そういうことに対して、やはりどう対応していこうかということをごちらとしても考えないといけないんですが、それについては、これから早急に応募の手引き等で詳細に示させていただく。これを現在の予定なんです、4月に区長さんに発送する文書に載せたいと思っています。

それから、事務局としては、この応募をされてきたら、なるべく採択されるような方向で事前に相談に乗ろうということを考えております。

それから、審議会の公開審査の前に、出そろったところで、3地区の担当が協議によって採択の基準というものを統一し、適否を確認するという作業をしたいと思っております。

それから、この要綱にもあるんですが、様式の中の5ページに、事業採択申請書というのがあります。6ページ、7ページを見ていくと、収支予算書というのが乗っているんですが、これは予算をだあーっと上げてもらうんですが、これ一つ一つについて、さっきの要綱のどういう経費が該当ですよというところがありましたよね。そういうところの基準に照らし合わせてチェックをかけるような細かい作業も必要になると考えております。

それから、審議会の審査していただくというのは、基本的には採択の基準に合致したものとなるように心がけて提出していきたいということも考えております。その辺が制度の趣旨から、なかなかきっちりとした要領がつかれないということに対して、どう対応していこうかという考えを述べさせてもらいました。

それから、先ほど補助率というのが、10分の9なり10分の10ということが書かれています。これは役所の中でもやはり意見の分かれるところで、余りにも多いというような意見もやはりあります。18年度については、各団体というのが新年度予算というのを組んで、もう執行する時期に来ておりますので、ここで余り負担が多いというものがあるってのは応募が少ないだろうという懸念も今年度についてはありますので、そういう配慮が入っております。

応募の期間についても、行政区等へお話を持って行って、既に予算が決まっている中で了解を得る必要があるということで、少し長目にとってあります。その分、事業期間が今年度は6カ月と余り長くない、短くなっていますので、ちょっと負担になろうかと

と思いますが、19年度からは、先ほど予定表にもありましたように、申請を1から3月というふうに切りかえていく等で対応をしたいと思っております。

以上であります。よろしく申し上げます。

会長 答申をするようにもうすでに予定をされておるようではありますが、どこからでもいいから疑問点を出してください。どうぞ。

委員 今、しんしろドリーム荘というNPOの団体があります。その中で、3月3日ですけれども、総合公園のアイ・ウォーキングということで、ICタグを使って、新しいシステムでウォーキングで健康づくりをしようというようなことを設定しております。5月7日にイベントをやって、6月の頭くらいから常設のものを進めていこうということで、今、新しい事業を起こしつつあります。これについては、JCさんの方から、一応補助金を8万円いただきました。ここに書いてあるように、ほかの団体からの助成がある場合は認められないということで、残念ながらここに申請できないのかなとは思っていますけれども、現実には立ち上げ費用として200万円くらい、カードを含めてすべてで200万円くらい実際かかるんですけれども、いずれにしても、こういうことをドリーム荘という非営利団体のお金のないところで、皆さんのために健康づくりをしようと、新しいシステムのICを使った健康づくりをしようというようなことのその立ち上げをしています。イベントとして5月7日にはもう決定しておりますけれども、その後、総合公園では常設で24時間、365日歩いてもらって、いろいろな新しい、歩くだけではなくて、何かお楽しみの自分の楽しみとしたり、何か景品がもらえとか、そういうことでウォーキングを楽しんでもらおうという事業です。

これがうまくいったら、もっと町中にそういうセンサーを置いて、老人だとか子どもの見守り機のチェックだとか、そういうところまでどんどん進めていって、それから、ウォーキングとして全国、世界、そういうところまで進める形でいけば新城の告知だとか、いろいろウォーキングのやり取りだとかして、それから、ウォーキングしてくれた人に対して、「一泊どこにしたらいい」、「そうしたら湯谷温泉があるよ」というような形で、その地域の活性化のものにもつながるようなそのシステムをつくろうとしております。

そんな形で、たまたまこのサンプルとして一応提示させていただきましたけれども、こういうようなものが次から次へとまた出てくるのではないかと思いますけれども、そういうことが新しいまちづくりの補助金の対象になったらいいのかなと思っています。

会長 △○委員から、あくまでサンプルであります。ここではその内容、こういうことをどうかという審議をしていただくということ。市民の皆さんに気楽に出していただく、私どもが出すのではないので、そこを間違えないようによろしく。それで、あしたでもいいんですか、これは。それまでに市民にだあーっと、明日のまちづくりとめざせ明日からですから「あす」からにしますか。はい、皆さん、ご一緒に皆さん、「めざせ明日（あした）のまちづくり」でいいようであります。それでは、どうぞ。

委員 済みません。言葉の揚げ足をとるわけじゃないんですけれども、先ほどからも少子高齢化の問題が話題になっているんですけれども、項目として、5つの大きくくりの事業区

分になっているんですが、そうした、△○さんからもアイ・ウォーキングの話が出ましたが、健康づくりだとか、少子高齢化対策的な面でのその事業活動というものがこうした要綱にはもう少しこう表面的に出てきたらどうだろうかという感じを受けたということで、その他、市長さんが認められる事業ということがありますので、内容的にはクリアできるんですけども、精神的な面からいくと、もうちょっとそうした面が強調されるとよかったのかなという感じを受けました。

以上です。特に質問ということではなくて、感想でございます。

会長 事務局どうですか。

事務局 ありがとうございます。そういったところがやはり答申という形でされるといいというふうに思いますが。この要領に対して意見があるということですね。

会長 きょう答申することになっているが、改定してすぐに出すことになっているが時間はありますか。

事務局 そうですね。それは十分時間はできます。

会長 少子高齢化対策という健康づくりも含めて。はい、どうぞ。

委員 先ほどの△○さんのご意見に関連するんですが、この1ページのところの、これは2条の2項ですね。「この補助事業について、他の制度から補助金の交付」ということで書いてあります、この「他の制度」というのは、先ほどはJ Cというふうに言われましたけれど、市は違うわけですね。これは市の他の制度なのか、他の制度で補助金ならすべて含まれるのか、それはどんなことなのか、これは御質問なんですけれど。

事務局 国や県にもまちづくり交付金ってありますし、市の方にも、旧新城地区でいったら、まだ、中心市街地活性化の補助金などもあります。だから、市に限らず、他の団体も、国も県も市も対象というふうに考えています。

会長 国に限らず全てということですね。

委員 音楽関係で市から補助金をいただいて、もうこれで31回になりますが、音楽祭をやってるんですが、そういう委嘱事業というんですかね、それは。各生涯学習ですか、課ごとにありますね、きっといろいろなものに対する補助制度が。それとは別ですね、これは。

事務局 それぞれ交付されているのが補助金なのか何なのかということがちょっとわかりませんが、それぞれ同じ市の別の課から出ているものとはやはり重なっては出ないという解釈です。

会長 これは国の経済特区に当たるような感じで、非常に市を明るくすることでありながら。

委員 単年度の事業ですよ。

事務局 単年度ということ。

委員 継続はだめなんですよ。

事務局 この要綱で見る限りはだめということで、とりあえず議論を進めていただきたいと思うんですけど。

会長 半年で今のような、今、□△さん、○○さん、△○さん、からでておるんですが、既に出ておる事業はだめ、半年で、今から答申して区長会に出す。区長さんだつてわかり

やへん。消化できないですね。半年ではどうだという議論をお願いします。

委員 △△です。ここが最初から私も引っかかっていたんですけど、半年で、例えば取っかかりになったとしても、そこから少し道が見えてきて、芽が出てきて、じゃあ、そこから先の継続についてはないというのでは余りにも価値がないというか。申請をしたら、例えば、その審議会が認める内容であったらもう少し続けるとか、そういう可能性もあった方がいいんじゃないかなというのがすごく最初見たとき思いました。

会長 半年では難しいというところでありますけれども。それは区でも評議委員会とかあるんです。そうすると次に、そうしたら皆さんに周知して、区から言った場合にですよ。あるいは広報からいった場合。△□さん、それに関連質問です。私たちの議論でもいいです。

委員 今の期間の問題なんですけれども、先ほどのサンプルじゃないんですけども、これをスタートとしたのも3月3日に、常設オーケーですよと言ってから動き始めて、まだ1カ月たってないんですよ。ですから、5カ月とか半年とかいうような審議の中でやられた場合には、いずれにしても、もうとんでしまいます。ですから、もう早急にやはり審議してあげて、早急がいいか悪いかというのを判断してあげないと、イベントなり行事なり、そのものが挫折するような形になってしまいます。ですから、できるだけ早目早目の審議を進めていただけるのが一番いいのかなと思っています。

回数が少ないので、二月に一度くらいの審議では、この体制にとってはまず無理かと。ですから、答申いただいた中ですぐにしてあげないとまずいのではないかと考えています。

事務局 よろしいでしょうか、では。最初に、今年度の事業の流れというのを説明させていただきました。A3のものなんです。

まず、事業の期間が6カ月ちょっとしかないというのは、まず、今年度に限ったことでありまして、このA3の用紙の右の下を見ていただきますと、19年度募集については、1月から3月を予定しております。これについては、4月すぐというのは無理かもしれませんが、なるべく早い時期、18年度が8月になってしまいますが、そんなことはもうありませんで、4月はちょっと、5月からというようなところで行けると考えています。

それから、今、審議の回数ということがありましたが、審議については、今回は、要領、制度について答申していただくということ。それから、それが決まってから募集をかける。募集をかけるにしても、今年度については、もう団体さんだとか、行政区、もう予算が決まって動いている中で、団体さんなり行政区の中の了解をとってもらうのにもやはり時間がかかってくるということも思っています。ですから、今年度に限っては募集期間をもうちょっと長目にとってあります。

募集が出てきてから、この審議会で審査をしていただくというのは、7月ですね。ここで1回やってもらって、そこでもう答申を出してもらって、市長に決定してもらおうというようなことになっておりまして、この1回でやってもらおうということで、事前に事務局としても相当な準備は必要だと思っています。ですから、その辺については、問題

はないと思います。

以上です。

会長 問題がないことはないんです。実際の方は、どのように、どういう形で市民の一人ひとりに徹底させていくか。そして、その現実というものを、机上ではこれでいいですが現実には簡単に動いていかない。この応募用紙を見たって大変な作業だし、例えば、何かその辺ちょっと意見を。

実際に区長に説明するでしょう。それから、区長会で説明して、区長文書に送付して、見て、それからもうできるのかどうか、区長たちが。それから、受入先は区長だけに決まっているのかな、受入先は。区長がちょっと書類を戸棚に入れちゃうと、もうその区はだめですね。

事務局 区長でもいいし、代表者の方というのをほかに出していただいてもいいです。その辺については、手引きをつくるということがあります、一つに。4月の区長文書には載せるという予定であります。

このまたA3の用紙を見ていただくと、ちょっと、事務局という欄に細かく書いてあるんですが、広報へ載せるということ、それから、インターネットへも載せるということ、それから、その応募について、随時相談を受け付けるというようなことで対応を2カ月間かかってしていきたいと思っております。

会長 どうぞ。

委員 それでは、今、会長から説明がありましたように、市の方から出されるのは、さあ一っとやれというのが比較的多いと思うんですわ、こういうような関係はね。いろいろな事業でもそうだと思いますけれども、予算がついているからちょっとやれということだと思えます、結果的にはね。そういうところはわかりますけれども、その内容については、いろいろとまちづくりというものがたくさん出ているんです。たまたま県の方でも出しているんです。同じような、人にやさしいまちづくりというのね、県の条例で出しているんです、ちゃんと。こういうのをやっています。それから、もう1個、これは住まいのまちづくりというのをやっている、これは県の方が出している。同じようなものが関連が幾らでもあるんですね、これね、実際に。そういうのを精査されて、こういうことをやっていこうとかね、その辺が絞ってあるかというのが僕は一つ聞きたいと思えます。

これをきちんとしませんが、こっちの方の関係とか、皆、ダブっていると補助金が出ませんと。

委員 皆、同じような事業でね。

委員 そう、同じような事業がありますから、そういうのを役所の方でつくったときに、きちんと整理。こっちも全部補助金が出ますからね。そういうのと関連をしているともちろん出ませんから、では、どの程度これをやるかということで、きちんと整理しませんが、関連がありますのでね。ただ言葉を並べて、こういうふうに提出して、さあ、区長さんに「お願いします」と言ったら、これは全く意味がなくなっちゃうし、もう出てくるのは僕は少ないと思えます。もう時間がないものですから、極端なことを言います

と。その辺のところを、僕はやっていただければ非常にありがたいです、こういう事業はね。やっていただくのはありがたいんですけど、やはりそういうのをきちんと整理した中で、「あっ、それじゃあ新城市はこういうものは絶対にこれからやっていくと、お金をかけたけれども生きてくるよ、その金が生きてくるよ」と、まちづくりにね。そういうものをこの明日という言葉を使いながらうまくPRをして、僕らもしたいし、この担当者の方ももちろんしたいと思うんですわ。そうすると、お金が有効に生きると思うんです。そうすると、時間的な問題だとか、いろいろそこは出てくると思うんですけど、今年度は時間がないものですから、それは仕方がないにしても、その辺の調整とか、市長が認めたものという事業になっていますので、そいつはいろいろな事業が僕は入るかと思うんですけど、その横の関連を一遍きちんと整理してもらおう。〇〇さんも僕と同じように、まちづくりの方へやっているものですからおわかりになると思いますけれど、もし、不足の点があれば△〇さんから説明していただければいいかと思います。

それから、鳳来町にも身体障害者の方たちが高齢者の方をちょっとやるNPOの四岳館というのがありますし、そういうところの事業の関係。やはり、先ほど〇〇さんがおっしゃいましたように、これからは、結局、市の予算をいろいろな問題で削ってききましたものですから、NPOだとか、そういうので、力でやってくださいという方向づけは僕はいいと思うんですわ。そいつをやってもらうには、どういうふうな、これで足がかりをつくってやってもらうようにするのか、その辺のところをやはり明確にしてほしいんです。そうすると、このお金は僕は生きてくると思う。ただ、今、これで出しますと、ちょっとやれ、ちょっとやれと、急ぐだけで、余り身にならないというふうに僕は思いますけれど。その辺のところでは何かご意見があればお伺いをしたいと思います。

以上です。

会長 ほかの委員さん、どうですか。中身の問題と時間の問題。△△委員、どうぞ。

委員 どうも引っかかるのは、当該年度限りとか、それから、ほかの制度から補助金を受けていないとか、例えば、前にそういうのを一度立ち上げたけれども、補助金もうもらってなくて、だけれど、それをまたやりたいみたいなのは対象となるのかとか、具体的にこの文だけ見ただけだと、どれに手を挙げてよくて、どれはだめだよというのをもう少しはっきりとわかりやすく説明というか、今も私も説明してほしいと思います。

会長 そういうのはどう。〇△さんのそれじゃあ質問と・・・・・・。

委員 私、ちょっと意見なんですけれども、今年度はやはり始まったばかりですので、どうしても日程的にはこういうふうにならざるを得ないのかなというふうに思うんですね。1年間活動できるのが望ましいんですが、現実にはもう半年しかないという活動期間だというふうに思います。それで、周知徹底のところについても、従来の行政期間通じて区長さんに説明していくということと、それだけではなくて、広報やホームページを使って各個々人にも知らせて、一人一人の市民がみずから市政に携わるといいますかね、かかわるといふようなことがこの一番の目的だというふうに思いますので、そういうことを考えれば、今までの補助金、助成金ということと性格を全く異にするものなのじゃないのかな。また、そういうものを発掘していくのがこの事業の大事なところかなとい

うふうにも思いまして、私は他の制度で、今既に助成いただいているものは、それをやはり生かしていくと。これは市民主体のまちづくり、市民みずから進めるまちづくりという、それが明日のまちづくりというふうに私なんか理解をしまして、今までとは一味二味違う制度にぜひつくり上げて、要するに、個人市民税の1%を使ってということで、ぜひそこのところが生きるような市民への啓発だとかいうことをやっていくことが必要かなというふうに思います。

会長 △△委員の意見と○△委員の意見を絡めてどうでしょう。

事務局 なかなか具体的にとよく今言うんですが、何が出てくるかというのは、実は私たちもなかなか想像できないところがあるんです。これについては、このA3の用紙の12月のところにあるんですが、逆に今年度の状況を見ながら、次年度の要領についても検討を逆にこの審議会ですていくというようなところも考えております。そういうようなところで解決していくのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

ですから、今、これを決めたことがもう永年続くということとはとてもちょっと考えられないです。いろいろな本当にさまざまなものが出てくると思うので、それに対応するようなことは必要だと思っています。

委員 そうしたら継続事業が認められるというところもあるのでしょうか。

事務局 そういう要望があれば検討するということです。

委員 例えば、時期がありますよね。JCにおっこちてしまったので、すぐにでも、1月でなければできないところもあって、8月からではできない。やりたいことがある人にはいいと思う。

委員 いずれにしても、いろいろやる事業、新しい事業をやることに対してはお金はかかるとも思います。今言われたように、答申しながらいいものを抜粋していくということも大事かとも思います。その中でやはり、今まではこれまではよかったんだけど、審議はオーケーだよと言ったけれども、それよりもまた何か一つバージョンアップしていいものが出たときに、いや、同じものあるからだめですよと言われるのか、それと、あと、イベントと、それから、常設みたいな形ですと継続できるものと別枠なのかとか、一緒なのかとか、そういうところもちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

会長 今のような2人の委員さんの言うような形で、市民がみんな思ってくださいイベントが作りたいですね。それは無理なことだけれど、できるだけそういうふうにして、それで応募が多数出るようにしたいんですが。市長がさあっと説明してそれで飛びついていけばいいんだけど、これから説明してゆく継続事業はできないのか。

それともう1つ、他の補助機関、この程度の補助なら使える、明日のまちづくりの補助もしていけるこの辺の範囲。

委員 イベントと継続と分けてできるのか、それとも同じ事業で一括だよということなのか、その辺もお聞きしたいなと思っています。

事務局 イベントと継続というと、イベントは単発だけれど、継続というのは。

委員 同じ団体で同じようなものをするんですけども、その告知をするためにまずイベントをやって、そのイベントに対し、それを今度は常設するような形でそこをずっと使わ

させてもらって、同じようなものを、今度はイベントじゃなくて、すべての方がそこに、たまたまこれは健康づくりなんですけれども、そういうことを継続していくと、個人個人です。というような形のものとか一体なものなのか、それともイベントとそういう持続性のあるものとは別枠だよというものなのか、その辺をちょっと知りたいなと思います。

事務局 例えば、△〇さんが言われるように、例えば、××事業という中で、それを通じて、ある時期にイベントをやるということであれば、一体の××事業というものに対して補助するということがよろしいと思えます。

単発でイベントの何とか大会とか、そういうものが大前提たる××事業とは別なものであれば、それはそれでよろしいかと思うんですが。そういう答えではいけませんかね。

委員 要するに、今、たまたまこれはサンプルです。ですけども、そのウォーキングをしよう、その日にまずそのウォーキングの趣旨を説明、あるいはするために、それを告知して、その日にイベントやろうと。それでイベントですね。だけれども、これを、同じものなんだけれども、継続して、ICカードを使ったものなどで累積して距離が測れるように、カロリーがとれますよ、それについて何キロ歩いたらどんな商品がもらえるとか、そういうお楽しみまでありますよというようなことでいくと、同じようなものなんですけれども、その日の当日のイベントでウォーキングするのと、自分でその毎日健康づくりのために、ああいうところがそういうシステムをつくっているので行きましようかというところをするのと同じなのか、その辺がちょっと難しいところなんですけれど、結局は、やりましようということは同じなんですよ、一緒なんですよ。だから、イベントか、年間通じて個人でやってもらうかということなんです。そういうことです。

会長 そのことは私たちが事務局に聞いて理解して、今度は審査するのは私たちなんです、事業、出てくる事業。それで出てくることを聞きに来ているのは、どんどん出てほしいということは今審議しているんです。そっちへ審議してきたものを選定するのは、これはこの事業をやらせましようというのは私たち。その矛盾性がありますわね。わからない人たちがわかると。わかって、それで審査しなきゃない、□〇さん、うなずいているので……。

委員 いろいろな意見が多分出ると思いますし、いろいろな活動をされている方は、やはりその思いを持っていい活動されているのでいろいろあると思うんですけども、この新城市めざせ明日のまちづくり事業というのに対して考えていくのであれば、まず、市の方がこの事業に対してどういった効果を求めているのかということ聞いて進めていった方がいいと思います。各それぞれの意見はもうばらばらで幾つもあると思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

会長 いや、わかるだよ。この予算とか、この市の方向や市長さんが1%つける気持ちはわかるし、やりましよう。ただ、この予算でどういう町を目指す。全国でやっていただいているところもありますね。ちょっとそれと違うかな。経済特区というようなことをまた将来検討をどんどんと活発に継続的な地道な活動をやらせるのか、何かそういう30か40出るかと思うんですよ、新新城市としてね。30、40が、もう華々しくやっていける

ような、それによって新城市がいきいきしてくる。そのいきいきって何をめざすのか。

事務局 何ていうですかね、我々がこの事業に対して求めるその地域づくりというんですかね。それは、先ほど〇△さん言われたように、今までの行政から与えたような事業とか、補助金等々をやってもらう、委託するとかいうんじゃないで、地域独自のグループの方、独特の活動、事業に対して補助しよう、手を差し伸べたいということでもありますので、その趣旨は第1条にあるところの、主体のまちづくり云々ということでもあります。

会長 先程、〇△さんがいいこと言ったね。それは今言ったことと同じ。

事務局 一緒です。

会長 〇□委員。

委員 これは要するに広報の問題じゃんね。要は、何ていうの、これ、区長さんに言って、こういうものがあるよと区長さんが言って、区会でこういうものがあるよと言うだけでどれだけの内容のものが集まるかわかならないですけど、じゃあ、これをやるのどこへ行って相談したらいいのか、どこへ行って聞いて、どういうふうものをつくったらいいんだということがやる場所がないとできないんですよ。例えば、企画課へ持って行って、企画課のだれだれさんのところへ行って、こういうものを出して、こうしてくださいねと。そうしたら、みんなでここへ回ってきてこうなりますよという前提はここにいる我々はわかっているけれど、一般の人たちがそれをわかっていてやれるかとかいうところが一番問題になると思うんですよ、この身近い期間にやろうと思ったら。当然、区長の会議のときに、豊田さんのところへ行って聞けということになると思いますけれど、それだけけれど、それをいかに宣伝するか。PRするかということが一番大前提だと思いますね。それを何とか区長に説明するだけじゃなしに、大きく報道する必要があるんじゃないかなと思うんですけどね。

会長 区長会は、たくさんたくさん短期間でたった、たったやるから、そうすると、ものすごく出るんですよ。その中でどのようにして夏目課長さんがインプットするかですね。

委員 区長だけじゃない、今、ここにいる人たちは大概福祉とか何とかそういうことをやってみえる方ばかりだと思うんですけど、自分の思いのある活動をされてみえる方たちにうまく広報できるかどうかということを考えたら、区長だけじゃなしに、いかに市民に窓口を広げられるかということをもっと検討される方がいいかなと思いますよ。

委員 今、夏目課長さんが言われたことを一番初めに言っていたことが一番分かりやすい、あーなるほどなと思いが伝わった気がするんですね。きれいな言葉じゃなくても。

会長 そういったことにあてはまる事業をどうやって提案していくか、提案をしようということ、どうですか。

委員 提案意欲ということで大事なんですけれども、その提案される側、我々、もし、その審議することに対して、やはり全然その内容を知らなかったから審議もできないんじゃないね。だから、やはり今、この一点ちょこっと出ただけでもいろいろな問題点がいっぱいあって、多分回答はなかなかできないかと思います。ですから、そういうことで、そのいろいろな問題点が出てきた段階で、我々が、さあ、勉強するのではなくて、やはり、その内容をある程度事細かに知った上で審議していかないとすごく難しいところがこ

れから出てくるのかなと思っています。

会長 審議の段階、他団体にどの程度かかわっていて、補助金もらっているのを書かずに出された場合には、こちらはそれだけの情報はアンテナがないんですね。住民が白いアンテナを張っていて、いや、あそこはものすごい、そこら中でもらっているのにうまく文書を出して、ここでもらおうとしているよということかもしれない。〇〇さん、そういう点、どう。

委員 ご指名ですので。そうした補助対象事業として、各種団体それぞれの立場立場で協力されてやってみえると思うんですが、あるいはその制度を有効に活用されて活動されていると思うんですが、そうした状況を、その委員だけが、では審査のときにそれが把握できるかという、私は90%以上は無理じゃないかなと。やはりそれは事務局レベルでそうした問題は精査した上で、その審議会の方へ提出というんですかね、出していたかないと、そうした事務的な内容までここで審査するというのは、ちょっと私個人的には荷が思いじゃないかなと。もう少し事務レベルで、事務局で内容については事前にチェックをしていただいた上でお願いできたらというふうに思います。

会長 相当事務局で精査してこれは適切であると、その中で私たちが審査すると。そのことをもう1つ、〇△さんどうぞ。

委員 いずれにしても、私たち委員は、この実施要領の案について意見を申し述べなさいいけない。それが今日のこの会の目的なんですけれども。今のようなご意見の中でいいますと、例えば、後になって他の制度から補助金の交付を受けていたことがわかったばあいは、例えば、2年以内とか、返還をとというようなことはこの中に入っていないようですが。そういう一文は入れておく必要があるんじゃないかと思います。ちょっと具体的に、この実施要領のこの中身について、私たちの意見を整理していかれたらなと思います。

会長 実施要領の中身をまとめたい。

委員 様式についてもきょう答申するんですか。

会長 きょう、私も非常に難しい立場でね。きょうから次の会議が2ヵ月後なんです。きょう決定して、要領も含めて、この文書だけが行くんじゃない、市長に、「この文書は出すけれど、中身はもうちょっと検討してから出しますよ」じゃあ困るでね。困るじゃないですか。答申書だけ出して置いて。

それでこの要領はまだ、今、少し改訂するところがあるわけですね……。例えば、返還もさせることができる。さっきの〇〇委員から出ましたね精神的な部分。

事務局 そういところをまとめていただいて。

会長 いただいてというのは。そうすると時間がね。時間がもう来ちゃった。それで、もう10分ほど延長できますか。いいですか。もう一遍戻って、要領を見ていただきたい。膨大な申請書、膨大な経過措置があります。中間報告もあります。これにかえられる、先ほども豊田さんが、相当の専門家を入れないとできない場合もあるというような例もあると話もありましたが。その計画を計画するのに相当集まって、会議を重ねて事業の計画し、それから、予算が。事業が計画されて、予算が決まる。それがソフトで50万円、

それから、ハードで100万円のうちの90万円ですからね。どうぞ。

委員 よろしいですか。非常にこの要領だけ言いますと、短絡的な面もあるかと思うんですが、前提として、新城市の補助金等交付規則という規則がありまして、その規則がどういう内容かということを理解した上で、この要領を見ないと、じゃあ、先ほど〇△委員からもおっしゃられたような、いや、虚偽の申請したものがそのまま通っていいかやと、例えて申し上げる、そういうようなことまで、その規則を見ないと、この要領だけだと判読しにくいという面があると思いますので、全体を見た上で判断しなければならぬ分野もありますので、非常に難しいなというふうに思います。

会長 どこのこの交付金規則何条何項によってとかというのが、この申請書にもありますが、交付の規則の方の。その辺、〇△さんの意見については早急に僕らに回してくださいというのと、市民もみんなわかるかね、そういうことが。出したけれど、何だ結局落ちちゃったとか。

委員 中間報告の用紙がありまして、その提示というのが予定表でいくと12月になっているんですけど、事業が8月から2月の間で、この9月、10月で終わってしまった、行ってしまった事業があるとしたらそれは何という。それはもう中間ではなくって終わりましたよという、なしというのか、そういう場合は。

事務局 そのお金も使って終了していれば実績報告ということでもいいと思いますが。

事務局 先ほど補助金交付規則というお話がありました。補助金交付規則は、この要領でいくと、その8条に申請以後については、補助金交付規則によるということが書いてありまして、ずっと様式はこちらのめざせ明日の方の要領でいくということで、その本文については、市の補助金交付規則でいくんですが、先ほど〇△委員の言われたような、返還だとか、そういうことも書いてあるものであります。交付申請から交付決定、交付決定通知だとか、決定のその変更があった場合だとか、実績報告が必要だとか、その交付決定の取り消しなんていうようなことが細かく書かれているものであります。

会長 今、実施要領の方、採択審査要領の方は、事務局、それはいいですか。

事務局 では、新城市めざせ明日のまちづくり事業採択審査要領ということなんですが、第2条審査については、やはり、市長の諮問により、各地域審議会が行い、採択する事業はその地域審議会の答申を参考に市長が決定するというふうになります。それから、複数地区に及ぶ事業については、主な事業対象地区または申請者の居住する地区のどちらかの地域審議会が審査に当たるというふうにしております。

3番の審査は、提出されたこの申請書により、事業概要の説明をしてもらいます。説明を受けて行うということ。ただし、交付額がソフト事業で5万円、ハードは20万円未満の事業については採択申請書の書類審査のみで行おうということにしております。

審査については、この4番の1から5の観点から行うというようなことをここでうたっておりまして、1ページめくってもらって、新城市めざせ明日のまちづくり事業採択審査表というものを一応つくっております。先ほどお話がありましたその基本的な部分というものについては、もう事務局でやはりチェックをかけるということ、それから、この選考審査の項目について、配点方式で点数づけをしてもらって、順位づけまでし

ていただき、市長に答申というような形をとっていきたいと思っております。

この採択審査表を見ると、種別、ハード、ソフトで違うので、その種別だとか、事務局の方で調べました予定する補助金額だとか、そういうところはここへ記させてもらって、委員さんに提出してもらって、これは無記名で採点に当たってもらうというふうに考えております。

以上です。

会長 ちょっと書いておいて。審査表は、これは19出るわけですね。

事務局 そうですね。各委員さん、事業ごとに10枚出て、右側にあるのが集計表になっております。

会長 先ほどの要領と〇△委員も言いました要領の方と、こちらの採択の方、審査の方。先ほど□〇委員が言いました、それから、〇△委員も言いました、4の審査は、次に掲げる基準により、自主性、意欲、実現性、妥当性、発展性というんですか、これの検討というんですかね。絶対評価なのか、相対評価なのか5点、4点、3点という、この場合でも、ある程度、ことしのオリンピックから決まっておりますね。これは非常にこの採点も非常に難しいと思います。これらはこの答申、きょうの議題の中心は、どちらかといえば、実施要領ですね。どうぞ、□〇委員。

委員 内容というか、この様式について話すということですか。

会長 いや、様式よりも、市民の皆さんに意欲的に応募していただき、発展的な内容の応募をしていただくと。

委員 それにはどうしたらいいかということを考えていくということですよ。

会長 その答申を、ここでこの要領をつけて答申をするわけですから、その意見を出していただきたいということです。

委員 いろいろ難しく書かれていて、私たちでも悩む点がたくさんあったりとか、理解できない点があるので、多分市民の方が見たら、それは初めて見たこととか多くなると思うんですけども、先ほどちょっとおっしゃられましたけれど、フォローの方は行政の方がやられるとおっしゃられましたけれど、それは企画課だけでやられるというわけですか。

事務局 この事業については、企画課が所管しますので、企画課と、あと支所にあった地域振興課になります。

委員 例えば、この事業を行うに当たって、応募した方がいろいろな資料を調べたりとか、知りたいこともあるわけですよ。そうした場合に企画課だけではないですね。そういったことでは福祉課に行ったりだとか、環境課に行ったりだとか、そういうときというのは、その課はそれぞれにきちんとこの事業をわかっているフォローの方はしていただけるのかというのはちょっと思うんですけども。

事務局 これで決まりましたら、当然、目玉の事業ですので、庁内周知します。それから、その相談ということについて、やはり一度企画課通しでお願いしたいと思います。

委員 通してから、ちょっと行きたいんですけどもと言っただけでいただけるという。はい、わかりました。

後でも、こういった、先ほども言われていますけれども、何か書くのにちょっと戸惑ったりだとか、わからないのではないかということがあったんですけども、こういった事業って、ほかにもやられているところってありますよね。例えば、先ほどお話出ましたけれども、基金だとか、あとほかの助成事業をされている方とか見ると思うんですけども、市民活動サポートセンターというのがあると思うんですけども、そういったところでもそういったような話を多少していると思うんですけども、そういったところとの連携とか、そういうのは考えられてはいないんですかね。

事務局 現実には全く、行政課の方ですよ、サポートセンター。そちらとは連絡はとっていないです。

委員 とってはいなくて。

事務局 はい。

委員 例えば、いや、広報の部分でも、この区長さんという話でしたけれども、区長さんに伝えて、それを区に伝えていくというやり方をするのと広報という形だけ、その2点で進めていかれるわけですか。

会長 コンピュータの方と。

委員 インターネットで。その、じゃあ、3点だけで市民全体に伝えていくというわけですか。

事務局 今のところ、その3点を考えております。

委員 仮にもし応募が少なかった場合はどういうふうにしていきますか。例えば、それだけではなくて、各市民活動をされている方に直に送るとか、そういった、目にする機会がなければ知らないと思うので、そういった機会はどうかされるのかなと思って、ちょっとそこが大丈夫かなという気もしましたけれども。

会長 極端なこと言っ、区長さん、説明してくに。

事務局 だから、そういう意味ではあれですよ。先ほどおっしゃられていたようなサポートセンターだとか。

会長 インターネットを見ない人はどうするか。そういうことが起きた場合に応募が少なかったらどうしよう。

事務局 例えば、なかなか周知できない部分、これでいくと、先ほど言われました、そのような団体さんの方の周知がちょっとできないかなというところあるので、行政課にもお話をするというようなことにはなってきます。

会長 団体への周知ということが出ました。

事務局 先ほど出たサポートセンターですよ。

会長 ほかに。はい、どうぞ、△△委員。

委員 上がってきたものがなかったり、仮に多かったりしても、満足いくものがなかった場合には、そのときは繰り越していくのか。

会長（森野頼之） はい、どうぞ。

事務局 単年度予算でございますので。

委員（大谷至弘） その辺が矛盾しているんだよ、市がね。

委員 ○○さん言われたほかの助成金ですね。私たちはやはりどういう団体、私、さっき言いましたよね、奥三河音楽連盟は市から補助をいただいていると。今、考えてみると、どうしていただいているのか、どういう経路で、だからどうして私たちの団体がもらえているのか。だから、どういう助成金があって、市の制度があって、これ以外にどういうものが存在するかということがやはりわかってないと、じゃあ、これには合わないけれども、こっちへお願いできるのか、選べるというのか、ああ、私たちは不適切だなとかね、そういう判断できませんかね。そういうことを知る権利はないですかね、私たちは。市のそういう補助事業というんですか、さっき言った、私、委嘱事業とも言いましてけれど、委嘱に値するのかわからないのかとか、そういう審査していただけるような方法が。

会長 それと関連づけて、・・・・・・・・・・・・・・・・。

委員 今言ったように、これは単年度事業で、補助金はことし使い切っちゃえというのは、この辺が矛盾をしているんですわ、もとはね。もう、今まで行政というのは皆、それでやってきますからね。そうすると、住民の意思、全くこれは無視している。住民がこれだけ一生懸命検討しているんだったらね、若干、そのお金を使わなんだって別に問題はないと思うんです、ちゃんと議会へ説明すれば。そこがおかしいんですわ。そこら辺をきちんと説明してもらわんと問題になっちゃうんですわ。それだもんで、急いでつくるばかりではだめなんです。だから、僕がさっき言ったように、新城をいかにこのお金を使って、イベントをやるなりにして、新城だけの持ってくるものを何を出すかというためにこれは使うんですから、金を、1,800万円もあるんです。それは住民の中から1%のものを出すという市長が明言しておりますからね。その辺のところをよく理解して、僕につくらないとだめだと。○△さんも言われましたように、この言葉の中へ住民参加とかいう言葉を入れて、もうつくっていかないと、もう全くこれはナンセンスですよ。それでやって、1年か2年たったら、またばあなんです。もう必ずこういうことが多いんです。新城は同じ町になったんだったら、同じようじゃなくて、新城しかないということをしかりと僕は出す方がいいと思います。この時間で無理だったらもうやむを得ないじゃないですか、こんなの。無理してつくることは僕はないと思うんですよ。無理してつくるから矛盾が出ちゃうんです。そいつは十分に、きょうも議会の方が見えますけれど、その辺のところはよく、投げ出すではなくて、僕らも一生懸命でやって、結果がこうだったというのなら、それは僕はやむを得ないと思うんです。僕はそれは当然そういうふうにあっても、今後こういうことが発生していいと思いますよ。

以上です。

委員 すぐ済みます。

この制度の最終仕上げの実績報告については、プレゼンテーションがございませけれども、その審査するときに、書類だけで審査するようになるのか、あるいは実際に事業をやろうとする代表の方が来て説明をされるのか、その点だけ1点、お聞きしたいと思います。

事務局 説明があります。

委員 審議会というのは、その答申というものは代表者の方のところへ説明をされるという説明会なんですか、その7月のは。

事務局 7月はそうですね。申請された方。

会長 各委員に申し上げます。半までを切りにして終わりたいと思います。次の会合もあるということですので。

事務局 済みません。そうしたことで、ちょっと大変短時間で、また、本年度、そういう準備ができてないということで、短期間ということで申しわけないんですけど、まず、本日のこの要領設置について、こうしたまちづくりを推進していくという点で、いろいろご意見がありましたけれど、まず、そうしたことで、この要領によって進めていっていかどうかの可否をお願いしたいと思うんですけども。

会長 可否について部長さんから要請がありました。これはもう採決はちょっと、副会長さん、ちょっと採決する形はなじまないの、どうかこの要領で、先ほど豊田さん、担当の方が言われたように、試行錯誤の上もあるんです。というのは、ことし出てきたのから要領を変えていくと。それでことしは早くも短いけれど出発したいということもあります。それから、△□委員の言われたこともよくわかりますが、どうかこの要領を改正する意見を含めて、少し改正するところがあったら改正していただいて・・・したいと思うんですが、いかがですか。

どうぞ。

委員 要するに、新しい事業をするに、費用が結構かかるとした場合、一部ではほんの少しと言うといかんですけれども、一部の10分の1以下くらいしか補助が出ないよ。それでもそっち側やっているからもうだめですよと言われるのか、それともそれじゃあ、そのくらいまでだったら、その助成はちょっとなしにして、こちらも重複してもいいですよというような、そういうことも踏まえた形でいけたら私もうれしいかなと思って、ほかの事業も多分そういうことがあると思うじゃんね。

だから、低い事業に対しては、それはいいかもわかりませんが、やはり発展的に高額な事業もあるかと思えますけれども、そのときに重複しないとどうしてもやっていけないよということもある可能性もあるかもわかりませんので、その辺も考え直して、一度答申の方をお願いします。

会長 考え直してというご意見が出ました。どう〇△。

委員 それは、3つの地区で同じものを検討して、一つにするんですか。

事務局 そうですね。

委員 最終市長が決められるということですので。

会長 30とか40ということ。

委員 いえいえ、そうじゃなくて。その要領は。結局、そういうことでいえば、基本はこういう方向で承認いただきたいというようなお話でしたけれども、それは希望がそういうことで、私の意見としては結構だと思うんですが、きょう出た意見を必ずきちんと記録をして、こういう意見をこの審議会では出されたというふうな形で、その後、市長はどういうふう判断の中に生かすか、次に生かすのかということ考えていただきたいと

思います。

それと、この議事録を必ずつけて市長に出していただきたい。

会長 どうぞ。

事務局 先ほど可否をお願いしますということをお願いしたんですけど、それにつけ加えまして、きょうのいろいろな意見、少数意見も含まして、その附帯意見として答申につけさせていただきます。

それと、先ほど、また、○△さんから意見申されましたように、3地区の答申、きのう、きょう、あすと3地区ありますので、それぞれの集まった中で、市長が判断、そうしたことで要領を決めていただきたいと。きょうの本日の皆さんの意見は十分附帯意見して添えますので、そうした3地区のある程度統一したもの、そうした要領をつくっていきたいということで、この要領で行っていかどうかという可否をお願いしたいということでございます。

会長 よろしいでしょうか。

委員 いいですよ。

会長 それでは、この要領で決めるということで、皆さんの要望はつけて。議事録、しっかり書いていただきますので、答申をお願いします。

それでは、議事については、以上で終わらせていただきます。

事務局 それで、その3地区を合わせたものについては、ちょっと時間というようなこともありますので、会長さんにはご了解を求めるという、そんな形でまいりたいと思いますので。

会長 連絡事項をどうぞ。

事務局 連絡事項にあります。(1)番の市長への手紙については、きょう、資料をつけさせていただきます。

それから、「地域審議会の設置に関する協議」の会議運営に係る解釈についてというのは、前回、第1回の合同の協議会のところで、たしか小笠原委員さんが質問されたことだと思うんですが、委員の何分の1で可決とか、そういうことがありましたから、それについて、ちょっと回答に誤りがあったということで訂正させてもらっている文書をつけております。

それから、(3)の委員報酬の振り込みということで、前回、振り込み先を出していただきというふうをお願いをしてありますので、きょう持ってみえた方は出していただきたいということです。

それから、最後に、第3回の審議会の日程が、もしここで決まれば決めたいということがあります。

次回、5月を予定しております。特に、上旬、中旬、下旬という指定はないですが、できたら中旬から下旬あたりがいいと思われませんが、いかがでしょうか。

会長 16、18。時間は3時間。きょうは2時間40分になりそうです。3時間くらいでいいですか。休憩を1時間半でとって。それでは、16、18の18日、いかがでしょう。

事務局 18は予定が入ってますよね、これは。できれば16ですね、どちらというならば。

会長 じゃあ、23。

事務局 じゃあ、23日。午後。1時半から3時間ほどということですね。会場については、ちょっと後日連絡します。

会長 きょうは議事がふなれでご無礼いたしました。傍聴の皆さんもよくおいでくださったことを本当に感謝いたしております。事務局の方もありがとうございました。積極的なご意見をいただいたことをまず感謝し、私たちがこうしてこの会で活発だということは、市民の皆さんの活発化のもとになりますので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。これで終わらせていただきます。